



事 務 連 絡
令和7年（2025年）9月3日

各医療機関、施設、事業所管理者 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

個人防護具の配布希望調査について（依頼）

日頃から感染症対策に尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。

令和7年8月29日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から、個人防護具の配布の実施について事務連絡がありました。

つきましては、配布を希望される医療機関・施設・事業所におかれましては、下記について御確認、御留意のうえ、令和7年（2025年）9月19日（金）までに、熊本県電子申請システムから申請いただきますようお願いいたします。

熊本県電子申請システム

<https://logoform.jp/form/x4b6/1208225>

スマートフォン用2次元バーコード



記

- 1 熊本県電子申請システムで、最後に「申し込む」をクリックされずに終了されますと、県に回答が届かず、物資の配布ができませんのでご注意ください。
- 2 配布対象施設は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3に基づく医療措置協定を締結した医療機関のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等及び自治体になります。
- 3 配布物資は、医療用（サージカル）マスク、アイソレーションガウン（不織布製）及び非滅菌手袋です。

- 4 配布物資は、使用推奨期限が令和８年度中に切れるものとなります。
- 5 希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量が優先的に配布され、その他の施設については、抽選等で選出されます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合があります。
- 6 配布物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。ただし、非滅菌手袋のみ、材質及びサイズの選択が可能です。
- 7 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱います。
- （１）使用用途
- ・ 配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。
- （２）転売禁止のための実効性の担保
- ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。
- 8 個人防護具の配布については、厚生労働省が配布数等を整理して令和７年１２月を目途に順次配布を開始し、令和８年３月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。
- 9 各施設等からの申請を県で取りまとめ、厚生労働省に提出した後は、キャンセル及び数量の変更には応じられないとされており、施設においてこの点について同意したものとして取り扱われますので、配布を希望される場合には、物資の保管場所を検討・確保のうえ、施設の規模（施設職員数）に応じた適正な数量を申請いただきますようお願いします。
- また、一旦配送された物資をキャンセルするとして厚生労働省や県に返送することはできませんので御注意ください。

熊本県健康福祉部健康危機管理課
危機対処・企画班
担当：緒方、田上
電話 ０９６－３３３－２２３９
E-Mail: kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp